

東京都介護支援専門員 (ケアマネジャー) 実務研修受講試験受験要項を配布

■要項配布 6月3日～28日に介護福祉課(市役所第二庁舎2階)で試験日10月13日(日) 固(公財) 都福祉保健財団人材養成部(☎03-3334-8512)、市介護福祉課包括支援係(☎042-387-9845)

ひだまりカフェ 身体のサインと自分でできる対処法

ひだまりカフェは、日ごろ認知症の方と相談や介護で関わっている専門職や介護経験者の方と運営している「認知症カフェ」です。認知症について不安のある方、ご家族の方ぜひご参加ください。



なごみカフェ

なごみカフェは、特別養護老人ホームつきみの園内で運営している「認知症カフェ」です。認知症について不安のある方、ご家族の方ぜひご参加ください。

時6月19日(水)午後1時30分～3時 所喫茶なごみ(中町2-15-25同施設内) 申当日 直接会場へ 固小金井ひがし地

域包括支援センター(☎042-386-6514)

障害者福祉センター 主催講演会

「大丈夫、働けます。」 これからの障害者の自立生活や就労への考え方・取り組み方について

時7月20日(土)午後1時～3時 所日本リハビリテーション学会講堂(中町2-22-32) 定80人(申込順) 申6月3日から、郵送、ファクスまたは直接、同センター(〒184-0003 緑町4-17-10 ☎042-381-8411 FAX 042-383-8488)へ

救急医療災害支援情報キットの活用を

同キットは、緊急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がい程度、支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器です。

迅速な救急、救命活動を行うための重要な手助けになるとともに、災害時に適切な支援を得るための情報伝達用具として使うことができます。

固次のいずれかに該当する在宅の方およびそれに準ずる方▽75歳以上のひとり暮らしの方および75歳以上の高齢者のみの世帯の方▽身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1・2度の方▽精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方▽難病者福祉手当を受給されている方 申直接、地域福祉課(市役所

第二庁舎2階)、保健センター、各地域包括支援センター、本町高齢者在宅サービスセンター、障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センターへ※代理の方の申請も可能です 固地域福祉課 地域福祉係(☎042-387-9915)

親族後見人のついで

市権利擁護センターでは、成年後見制度における親族後見人の方を対象に、権利擁護センターみたかと共同で連絡

シルバー人材センター パソコン・スマホ・タブレット教室

所シルバー人材センター中町会議室(リサイクル事業所内) 固同センターパソコン班定各5人(申込順) 他希望者が定数を超えたコースでも、パソコン持ち込み

Table with 4 columns: 講習名, 日程, 講習時間, 費用(教材費含む). Rows include: スマホ入門講座, 個人教室, 訪問レッスン, 初期設定、トラブル対応, CoCoサロン(パソコン趣味の講座), 相談室.

※パソコンはWindows7、Office2010を使用しますが、詳細はご相談ください 訪問レッスン、初期設定、トラブル対応は出張料が別途かかります

会を開催します。 時6月11日(火)午後1時30分～3時 所三鷹駅前コミュニティセンター(三鷹市下連雀3-13-10) 定10人(申込順) 申6月3日から、電話で市権利擁護センター(☎042-386-0121)へ

地域福祉ファシリテーター養成講座

地域におけるボランティア活動の役割や課題をルーテル学院大学の先生が分かりやすく教えます。

認定証の更新はお済みですか

「介護保険負担限度額認定証」 施設サービス利用時の食費・居住費(滞在費)の軽減措置を受けられる「介護保険負担限度額認定証」を住民税非課税世帯の方を対象に交付しています。負担限度額は下表のとおりです。

現在、認定証をお持ちの方は7月31日(水)で有効期間が終了します。対象の方には6月中旬に、更新に必要な書類を郵送しますので、7月1日(月)までに手続きをしてください。

また、認定証をお持ちでない方で施設サービスやショートステイを利用する場合は、認定証の申請手続を行ってください。

なお、住民税非課税世帯であっても、次のいずれかに該当する場合は交付することができませんので、申請手続きは不要です。 固世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合

原子爆弾被爆者見舞金を支給

原子爆弾被爆者で被爆者健康手帳をお持ちの方に、見舞金を支給します。対象の方には、申請書を6月中旬に送付しますので、ご確認ください。

支給要件令和元年6月1日現在、市の住民基本台帳に登録されている方 支給額1方

2千円 支給方法7月末ごろに、指定口座に振り込みます 申請受付期間6月20日(木)～28日(金) 必要書類等申請書、被爆者健康手帳、印鑑、銀行等口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行は、振込用口座が必要となります) 他郵送でも受け付けます。記入漏れ、押印漏れのないようお願いします 固健康課健康係(〒184-0015 貫井北町5-18-18 ☎042-321-1240)

「介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証」 住民税非課税世帯の方を対象に、申請により、軽減措置が受けられる認定証を交付しています。

「訪問介護等利用者負担助成認定証」では、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する際に、利用者負担を10%から6%に軽減します。

現在、認定証をお持ちの方は、7月31日(水)で有効期間が終了します。対象の方には、申請書類を郵送しましたので、6月14日(金)までに手続きをしてください。

また、認定証をお持ちでない住民税非課税世帯の方が、訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する場合は、申請手続を行ってください。

負担限度額

Table with 4 columns: 利用者負担段階, 対象者, 居住費(多床室, ユニット型個室), 食費. Rows include: 第1段階, 第2段階, 第3段階.

※年金収入額には遺族年金、障害年金等の非課税年金も含まれます

固介護福祉課介護保険係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9822)